

給 与 規 定

平成28年4月1日現在

特定非営利活動法人 地球学校

給与規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、当法人の業務を行う者の給与に関する事項を規定する。

(適用範囲)

第2条 この規定は、当法人の役職理事、定款に定める事業に従事する者及び運営にかかわる者に摘要する。

(給与の種類)

第3条 給与の種類はつぎの通りとする。

- (1) 時間給
- (2) 役付手当
- (3) 業務担当手当
- (4) 業務補佐手当
- (5) その他

第2章 計算及び支払方法

(計算期間)

第4条 時間給及び交通費の計算期間は、毎月1日から同月末日までとし、その間の実働時間数及び実働通勤回数で計算する。

(支払日及び支払方法)

支払日は、翌月25日前後に、原則として本人名義の金融機関の預金口座へ振込みによって支払うものとする。

(給与の控除)

第5条 次に掲げるものは、給与から控除する。

- (1) 源泉所得税
- (2) その他法によって定められたもの

第3章 時間給

(時間給-1)

第6条 日本語教室の日本語教師への講師料は、時間給とする。

(時間給-2)

第7条 会計担当者への給与は、時間給とする。

(時間給-3)

第8条 事務局補佐担当者への給与は、時間給とする。

第4章 諸手当

(役付手当)

第9条 役付手当は、事業担当に対し支給する。

- (1) 日本語教室担当手当
- (2) 地球っ子教室担当手当

(業務担当手当)

第10条 次の各業務に対しそれぞれ月額手当を支給する。

- (1) 教務担当手当(日本語教室)
- (2) 教務担当手当(地球っ子教室)
- (3) 交流担当手当
- (4) 口座管理手当
- (5) 広報担当手当

第5章 その他

(その他)

第11条 上記各金額について、理事長が毎年度末に見直しを行い、新年度より摘要するものとする。

第12条 年度内であっても必要に応じ、理事長は上記以外の手当を支給することができる。

附則

この規定は、平成21年4月1日より適用する。

この規定は、平成28年4月1日に、第6条(3)の改訂と、第10条(5)の追加をし、即日これを適用する。